

相続が争続(争族)とならないよう、家族への最後のラブレター(遺言書)を作成しましょう!!

事業所紹介

公証役場とは、遺言(ゆいごん・いごん)書や賃貸借(土地・建物の賃貸借や事業用借地権)の契約書、あるいは任意後見、相続、離婚及び尊厳死宣言等に関する公正証書の作成と原本保管をする役場です。

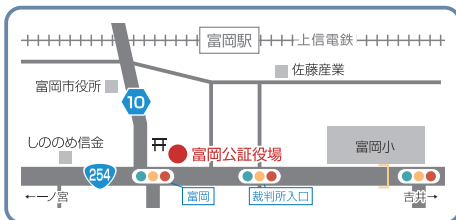


セールスポイント

- ・公正証書で「遺言書」を作成し、大切な人に遺言を譲ります。
- ・公正証書で「契約書」を作成し、大切な財産を守ります。
- ・公正証書で「離婚契約書」を作成し、子供の将来を支えます。
- ・定款認証で、適法な会社等を設立します。
- ・「任意後見契約書」を作成し、老後の安心を保ちます。

当役場は、前橋地方法務局が所管する役場であって、親切で丁寧な対応やご説明をモットーとしております。どうぞ、お気軽にご利用下さい。なお、手数料は、手数料令というものに定められており、安心です。また、相談は、**無料**です。

- 名** 富岡公証役場 (とみおかこうしょうやくば)
住 〒370-2316 富岡市富岡1130番地 富岡商会館2階
T 0274-64-1075
F 0274-64-8341
営 8:30～17:00
定 土曜日・日曜日・祝日



事業主より一言!

地元の方々のために、公証事務を通じて法的サービスの充実に努めて参りますので、よろしくお願い申し上げます。